

外務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
38	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入等	JETプログラムの導入について、連絡事項等について、関係省庁とクリアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわからづらい部分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	関係省庁とクリアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、の確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付「自國第350号」平成31年度第33期「語学指導等を行なう外国青年招致事業(JETプログラム)に係る国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年9月29日付「事業連絡」JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際課長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混亂が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。		
39	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入等	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始めるれる時期)までは通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁から発出する制度概略と制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クリアが提出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した申請が望ましいが、特例政令の規定がある場合は、専門部局となるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場合が増えるものと想定される。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加団などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されなければ、各団体において、新たに活用をするための検査や手続き等を進める期間を確保することでき、断念することなく要望できた可能性があった。 なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALTI)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつあり、専人実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場合が増えるものと想定される。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①平成30年8月20日付「自國第350号」平成31年度第33期「語学指導等を行なう外国青年招致事業(JETプログラム)に係る国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年9月29日付「事業連絡」JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際課長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付「自國第375号」平成31年度第33期「語学指導等を行なう外国青年招致事業(JETプログラム)に係る規制改歟者、再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできる可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	
234	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、「特例政令」という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託による委託契約(第1条第6号)における委託契約の締結手続を踏まえて、設計業務に係る委託契約(第1条第6号)及び設計業務に係る委託契約(第1条第6号)に基づき随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に對応する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	提案対象となる特例政令第11条第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日告示第209号による委託契約(第1条第6号)における委託契約の締結手続を踏まえて、設計業務に係る委託契約(第1条第6号)及び設計業務に係る委託契約(第1条第6号)に基づき随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない設計業務に適用するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたと考えています。 設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形にならざるわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。 プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成に要する業務量の削減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(第372号)以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成26年の政府調達に関する協定書により改訂されたものである。一方で、この協定は、公的機関が行うべき業務を規定するためには、地方自治法第3条第1項第1号の規定を設けるとともに必要な事項を定めたものである。 地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定第15条第1項(施行は改正政府調達協定第13条第1項)及び第2項(権限)による調達に際した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当該協定に係る設計が質問に對して「この規定は建物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。 (なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を改定した平成7年12月8日告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)	総務省、外務省	長野県	川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に關しては、高度な知識・技術・創造性・構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成26年の政府調達に関する協定書により改訂されたものである。一方で、この協定は、公的機関が行うべき業務を規定するためには、地方自治法第3条第1項第1号の規定を設けるとともに必要な事項を定めたものである。 地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定第15条第1項(施行は改正政府調達協定第13条第1項)及び第2項(権限)による調達に際した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当該協定に係る設計が質問に對して「この規定は建物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。 (なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を改定した平成7年12月8日告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)			